

○「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」（平成 25 年 9 月 26 日付け基発 0926 第 3 号）

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">基発 0926 第 3 号 平成 25 年 9 月 26 日 <u>一部改正 基発 0410 第 9 号</u> <u>平成 31 年 4 月 10 日</u></p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局長 ( 公 印 省 略 )</p> <p>健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する 健康診断の実施について</p> <p><u>労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 149 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 68 号）（以下「改正政省令」という。）による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び労働安</u></p>	<p style="text-align: right;">基発 0926 第 3 号 平成 25 年 9 月 26 日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局長 ( 公 印 省 略 )</p> <p>健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する 健康診断の実施について</p> <p><u>労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」とい う。）第 67 条第 1 項に規定されている健康管理手帳（以下「健康 管理手帳」という。）の所持者（以下「健康管理手帳所持者」とい う。）に対する健康診断については、平成 21 年 12 月 14 日付け</u></p>

全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の施行については、平成 31 年 4 月 10 日付け基発 0410 第 6 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」により通知したところである。

については、改正政省令の施行に伴い、別添のとおり健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱を改め、平成 31 年 4 月 10 日から適用することとするので、了知の上、当該健康診断の実施について遺漏なきを期されたい。

(別添)

健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する  
健康診断実施要綱

1・2 (略)

別表 1

基発第 1 2 1 4 第 2 号「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」の別添「健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱」により、実施に係る事務を指示しているところである。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 2 5 年法律第 2 3 4 号）により、1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業務が健康管理手帳の交付対象業務に追加されたため、追加された業務に対する健康診断項目等を定め、健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施要綱を別添のとおり定めたので、平成 2 5 年 1 0 月 1 日以降、当該健康診断の実施に遺漏のないようにされたい。

なお、本通達をもって、平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日付け基発 1 2 1 4 第 2 号「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳に対する健康診断の実施について」は廃止する。

(別添)

健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する  
健康診断実施要綱

1・2 (略)

別表 1

業務の区分	回数	項目	業務の区分	回数	項目
(略)			(略)		
令第23条第13号の業務	6カ月に1回	<u>1 業務の経歴の調査</u> <u>2 悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u>  <u>3 悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u>  <u>4 肝機能検査（血清総ビリルビン、GOT、GPT、<math>\gamma</math>-GTP、AL-P）</u>  <u>5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査</u>	令第23条第13号の業務	6カ月に1回	<u>1 1, 2-ジクロロプロパンによる悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の自覚症状または他覚所見の既往歴の有無の検査</u> <u>2 1, 2-ジクロロプロパンによる悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の自覚症状または他覚所見の有無の検査</u> <u>3 血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ（GPT）、血清ガンマーグルタミルトランスフェラーゼ（<math>\gamma</math>-GTP）、血清アルカリホスファターゼ、血清総ビリルビンの検査</u> <u>4 前号の検査の結果医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の画像検査（腹部CT検査又は磁気共鳴画像検査が含まれる。）、CA19-9等の血液中の</u>

						腫瘍マーカーの検査
令第 23 条第 14 号の業務	6 カ月に 1 回	<u>1 業務の経歴の調査</u> <u>2 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症 状又は自覚症状の既往歴の有無 の検査</u> <u>3 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症 状又は自覚症状の有無の検査</u> <u>4 尿中の潜血検査</u> <u>5 尿沈渣<sup>き</sup>検鏡の検査</u> <u>6 尿沈渣のパパニコラ法による 細胞診の検査</u> <u>7 前各号の調査又は検査の結果 に基づき、医師が必要と認める者 については、膀胱鏡<sup>ぼうこう</sup>検査、腹部の 超音波による検査、尿路造影検査 等の画像検査</u>				
別表 2 (略)				別表 2 (略)		

○「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」（平成 25 年 9 月 26 日付け基発 0926 第 4 号（平成 27 年 10 月 20 日付け基発 1020 第 1 号により一部改正））

改正後	改正前
基発 0926 第 4 号 平成 25 年 9 月 26 日	基発 0926 第 4 号 平成 25 年 9 月 26 日

一部改正 基発 0115 第 3 号  
平成 26 年 1 月 15 日  
一部改正 基発 1020 第 1 号  
平成 27 年 10 月 20 日  
一部改正 基発 0410 第 10 号  
平成 31 年 4 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者  
に対する健康診断の実施の運営について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 149 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 68 号）（以下「改正政省令」という。）による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の施行については、平成 31 年 4 月 10 日付け基発 0410 第 6 号「労働安全衛

一部改正 基発 0115 第 3 号  
平成 26 年 1 月 15 日  
一部改正 基発 1020 第 1 号  
平成 27 年 10 月 20 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者  
に対する健康診断の実施の運営について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 67 条第 1 項に規定されている健康管理手帳（以下「健康管理手帳」という。）の所持者（以下「健康管理手帳所持者」という。）及び船員健康管理手帳制度における船員健康管理手帳（以下「船員健康管理手帳」という。）の所持者（以下「船員健康管理手帳所持者」という。）に対する健康診断の実施については、平成 21 年 12 月 14

生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」により通知したところである。

については、改正政省令の施行に伴い、平成 25 年 9 月 26 日付け基発 0926 第 3 号「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」の別添「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱」(以下「要綱」という。)が改正されたことを受け、下記のとおり健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の取扱いの一部を改め、平成 31 年 4 月 10 日から適用することとするので、下記の事項に留意の上、当該健康診断の実施の運営について遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 要綱 1 関係

- (1) 健康診断の実施回数は、労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。)第 23 条第 1 号、第 2 号又は第 12 号の業務(以下「ベンジジン等業務」という。)、同条第 4 号の業務(以下「クロム酸等業務」という。)、同条第 5 号の業務(以下「砒素業務」という。)、同条第 6 号の業務(以下「コールタール業務」という。)、同条第 7 号の業務(以下「ビス(クロロメチル)エーテル業務」という。)、同条第 8 号の業務(以下「ベリリウム業務」という。)、同条第 9 号の業務(以下「ベンゾトリクロリド業務」という。)、同条第 10 号の業務(以

日付け基発 1214 第 2 号「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」の別添「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱」(以下「要綱」という。)等により指示したところである。

今般、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより健康管理手帳を所持するに至った者として、独立行政法人造幣局の職員であった者が加わったことに伴い、取扱いを一部改めたので、その運用については、下記事項に留意の上、遺漏のないようにされたい。

## 記

### 1 要綱 1 関係

- (1) 健康診断の実施回数は、労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。)第 23 条第 1 号、第 2 号又は第 12 号の業務(以下「ベンジジン等業務」という。)、同条第 4 号の業務(以下「クロム酸等業務」という。)、同条第 5 号の業務(以下「砒素業務」という。)、同条第 6 号の業務(以下「コールタール業務」という。)、同条第 7 号の業務(以下「ビス(クロロメチル)エーテル業務」という。)、同条第 8 号の業務(以下「ベリリウム業務」という。)、同条第 9 号の業務(以下「ベンゾトリクロリド業務」という。)、同条第 10 号の業務(以

下「塩化ビニル業務」という。)、同条第13号の業務(以下「1、2-ジクロロプロパン業務」という。)、同条第14号の業務(以下「オルトートルイジン業務」という。))並びに同条第11号の業務及び船員健康管理手帳制度における石綿(これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務(以下「石綿業務」という。))については6ヶ月に1回、同条第3号の業務及び船員健康管理手帳制度における粉じん作業(じん肺法(昭和35年法律第30号)第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。))に係る業務(以下「粉じん業務」という。))については1年に1回とされていること。

なお、都道府県労働局長が健康診断実施業務を委託する医療機関(以下「委託医療機関」という。))が健康診断を実施する時期は、各都道府県労働局において、委託医療機関との契約等により定めることとして差し支えないが、再度検査を行う必要がある場合、検査の結果が判明するまでに相当の日数を必要とする場合、追加検査を行う場合等には、決められた月の翌月にわたって健康診断が行われることも考えられるので、実施期日については弾力的に運用すること。

## 2 要綱2関係

(1) 要綱1の委託医療機関については、公募を行い、次の要件を満たす者と契約を締結すること。

(ア)～(サ) (略)

(シ) オルトートルイジン業務関係

下「塩化ビニル業務」という。)、同条13号の業務(以下「1、2-ジクロロプロパン業務」という。))並びに同条第11号の業務及び船員健康管理手帳制度における石綿(これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務(以下「石綿業務」という。))については6ヶ月に1回、同条第3号の業務及び船員健康管理手帳制度における粉じん作業(じん肺法(昭和35年法律第30号)第2条第1項第3号に規定する粉じん作業をいう。))に係る業務(以下「粉じん業務」という。))については1年に1回とされていること。

なお、都道府県労働局長が健康診断実施業務を委託する医療機関(以下「委託医療機関」という。))が健康診断を実施する時期は、各都道府県労働局において、委託医療機関との契約等により定めることとして差し支えないが、再度検査を行う必要がある場合、検査の結果が判明するまでに相当の日数を必要とする場合、追加検査を行う場合等には、決められた月の翌月にわたって健康診断が行われることも考えられるので、実施期日については弾力的に運用すること。

## 2 要綱2関係

(1) 要綱1の委託医療機関については、公募を行い、次の要件を満たす者と契約を締結すること。

(ア)～(サ) (略)

- a 遠心機及び顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c 膀胱鏡
- d エックス線直接撮影装置
- e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

3 健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施区分について

(1) 健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者が、次の各号に掲げる期間に該当する場合は、健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者を現に雇用している事業者又は船舶所有者が行うべき健康診断を受けるものとし、都道府県労働局長は健康診断を実施しないこと。

ア～シ (略)

ス オルトートルイジン業務に係る健康管理手帳所持者が、アの事業者以外の事業者に雇用され、令別表第3第2号8の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8の2に係るものを製造し、又は取り扱う業務に従事している間及び当該業務から他の業務に配置換えされ、在職している間

(2)・(3) (略)

4～7 (略)

別添1 (略)

3 健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施区分について

(1) 健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者が、次の各号に掲げる期間に該当する場合は、健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者を現に雇用している事業者又は船舶所有者が行うべき健康診断を受けるものとし、都道府県労働局長は健康診断を実施しないこと。

ア～シ (略)

(2)・(3) (略)

4～7 (略)

別添1 (略)



別添 2

契約書第 3 条の規定に基づき都道府県労働局長の定めるべき事項  
1～14 (略)

15 健康診断費の単価は、次のとおりであること。

(1)～(11) (略)

(12) オルトートルイジン業務関係

① 問診、尿中の潜血検査及び尿沈渣検鏡の検査を行ったもの  
の 6, 500円

② 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査を行った場合  
は 4, 000円を加算する。

③ 膀胱鏡検査を行った場合は 8, 400円を加算する。

④ 腹部の超音波による検査を行った場合は 6, 400円  
を、尿路造影検査を行った場合は 8, 700円を加算する。

(13) (略)

16 (略)

別添 3～5 (略)

様式第 1 号 (略)

様式第 2 号

健康診断手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書

(略)

(種類 ) の欄には、ベンジジン、ベーターナフチルアミン、じ

別添 2

契約書第 3 条の規定に基づき都道府県労働局長の定めるべき事項  
1～14 (略)

15 健康診断費の単価は、次のとおりであること。

(1)～(11) (略)

(12) (略)

16 (略)

別添 3～5 (略)

様式第 1 号 (略)

様式第 2 号

健康診断手帳所持者に係る健康診断費請求内訳書

(略)

(種類 ) の欄には、ベンジジン、ベーターナフチルアミン、じ

<p>ん肺、クロム酸等、砒素、コールタール、ビス（クロロメチル）エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿、ジアニシジン、<u>1, 2-ジクロロプロパン若しくはオルトートルイジン</u>又は船員じん肺若しくは船員石綿の別を記入すること。</p> <p>様式第3～5号（略）</p>	<p>ん肺、クロム酸等、砒素、コールタール、ビス（クロロメチル）エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、石綿、ジアニシジン若しくは<u>1, 2-ジクロロプロパン</u>又は船員じん肺若しくは船員石綿の別を記入すること。</p> <p>様式第3～5号（略）</p>
---	---

○「健康管理手帳及び船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領」の策定について（平成25年9月26日付け基発0926第5号（平成28年3月14日付け基発0314第3号により一部改正））

改正後	改正前
<p>基発0926第5号 平成25年9月26日 一部改正 基発0314第3号 平成28年3月14日 <u>一部改正 基発0410第11号</u> <u>平成31月4年10日</u></p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p>厚生労働省労働基準局長 (公印省略)</p>	<p>基発0926第5号 平成25年9月26日 一部改正 基発0314第3号 平成28年3月14日</p> <p>都道府県労働局長 殿</p> <p>厚生労働省労働基準局長 (公印省略)</p>

<p style="text-align: center;">「健康管理手帳及び船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領」 の策定について</p> <p><u>労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 149 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 68 号）（以下「改正政省令」という。）による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の施行については、平成 31 年 4 月 10 日付け基発 0410 第 6 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」により通知したところである。</u></p> <p><u>ついでには、改正政省令の施行に伴い、別添のとおり健康管理手帳及び船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）の一部を改め、平成 31 年 4 月 10 日から適用することとするので、了知の上、その運営について遺漏なきを期されたい。</u></p> <p>別添 健康管理手帳及び船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領</p> <p>第 1 交付申請関係 1 申請書の受理 （1）従事歴申告書の確認</p>	<p style="text-align: center;">「健康管理手帳及び船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領」 の策定について</p> <p><u>労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 67 条第 1 項に規定されている健康管理手帳（以下「健康管理手帳」という。）の交付、書替え及び再交付等の手続については、「健康管理手帳及び船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領」の策定について（平成 25 年 9 月 26 日付け基発第 0926 第 5 号）により、その取扱いを示してきたところである。</u></p> <p><u>今般、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）及び行審法に基づく手続を定めた行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号。以下「行審法施行令」という。）が公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、健康管理手帳の交付拒否処分又は不作為に係る審査請求関係業務等について、別添のとおり健康管理手帳及び船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）を一部改めたので、その運用に遺漏のないようにされたい。</u></p> <p>別添 健康管理手帳及び船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領</p> <p>第 1 交付申請関係 1 申請書の受理 （1）従事歴申告書の確認</p>
---	---

(2) 従事歴を証する書類等の確認

従事歴を証する書類等については、次によること。

ア ベンジジン等業務（令第23条第1号、第2号又は第12号）、クロム酸業務（令第23条第4号）、砒素業務（令第23条第5号）、コールタール業務（令第23条第6号）、ビス（クロロメチル）エーテル業務（令第23条第7号）、ベンゾトリクロリド業務（令第23条第9号）、塩化ビニル業務（令第23条第10号）、石綿業務（令第23条第11号）

（令第23条第11号の業務（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第53条第1項の表令第23条第11号の業務（石綿等（令第6条第23号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）の項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合に限る。）、1, 2-ジクロロプロパン業務（令第23条第13号）及びオルトートルイジン業務（令第23条第14号）の場合

イ～エ （略）

(3)～(5) （略）

2～7 （略）

第2～4 （略）

別紙1～7 （略）

様式第1～7号 （略）

(2) 従事歴を証する書類等の確認

従事歴を証する書類等については、次によること。

ア ベンジジン等業務（令第23条第1号、第2号又は第12号）、クロム酸業務（令第23条第4号）、砒素業務（令第23条第5号）、コールタール業務（令第23条第6号）、ビス（クロロメチル）エーテル業務（令第23条第7号）、ベンゾトリクロリド業務（令第23条第9号）、塩化ビニル業務（令第23条第10号）、石綿業務（令第23条第11号）

（令第23条第11号の業務（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第53条第1項の表令第23条第11号の業務（石綿等（令第6条第23号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）の項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合に限る。））及び1, 2-ジクロロプロパン業務（令第23条第13号）の場合

イ～エ （略）

(3)～(5) （略）

2～7 （略）

第2～4 （略）

別紙1～7 （略）

様式第1～7号 （略）

様式第 8 号

健康管理手帳台帳

- 1 「種類」の欄は労働安全衛生法施行令第 23 条各号の業務を次のように略記すること。なお、船員健康管理手帳制度における業務については、「船員じん肺」又は「船員石綿」と記入すること。
- 第 1 号の業務「ベンジジン」
  - 第 2 号の業務「ベーターナフチルアミン」
  - 第 3 号の業務「じん肺」
  - 第 4 号の業務「クロム酸等」
  - 第 5 号の業務「砒素」
  - 第 6 号の業務「コールタール」
  - 第 7 号の業務「ビス（クロロメチル）エーテル」
  - 第 8 号の業務「ベリリウム」
  - 第 9 号の業務「ベンゾトリクロリド」
  - 第 10 号の業務「塩化ビニル」
  - 第 11 号の業務「石綿直接業務（胸部所見）」若しくは「石綿直接業務（従事歴）」又は「石綿周辺業務」
  - 第 12 号の業務「ジアニシジン」
  - 第 13 号の業務「1，2-ジクロロプロパン」
  - 第 14 号の業務「オルトートルイジン」

2 (略)

様式第 8 号

健康管理手帳台帳

- 1 「種類」の欄は労働安全衛生法施行令第 23 条各号の業務を次のように略記すること。なお、船員健康管理手帳制度における業務については、「船員じん肺」又は「船員石綿」と記入すること。
- 第 1 号の業務「ベンジジン」
  - 第 2 号の業務「ベーターナフチルアミン」
  - 第 3 号の業務「じん肺」
  - 第 4 号の業務「クロム酸等」
  - 第 5 号の業務「砒素」
  - 第 6 号の業務「コールタール」
  - 第 7 号の業務「ビス（クロロメチル）エーテル」
  - 第 8 号の業務「ベリリウム」
  - 第 9 号の業務「ベンゾトリクロリド」
  - 第 10 号の業務「塩化ビニル」
  - 第 11 号の業務「石綿直接業務（胸部所見）」若しくは「石綿直接業務（従事歴）」又は「石綿周辺業務」
  - 第 12 号の業務「ジアニシジン」
  - 第 13 号の業務「1，2-ジクロロプロパン」

2 (略)

様式第 9 号

健康管理手帳交付簿

- 1 「種類」は、労働安全衛生法施行令第 23 条各号の業務を次のように略記すること。
- 第 1 号の業務「ベンジジン」
  - 第 2 号の業務「ベーターナフチルアミン」
  - 第 3 号の業務「じん肺」
  - 第 4 号の業務「クロム酸等」
  - 第 5 号の業務「砒素」
  - 第 6 号の業務「コールタール」
  - 第 7 号の業務「ビス（クロロメチル）エーテル」
  - 第 8 号の業務「ベリリウム」
  - 第 9 号の業務「ベンゾトリクロリド」
  - 第 10 号の業務「塩化ビニル」
  - 第 11 号の業務「石綿直接業務（胸部所見）」若しくは「石綿直接業務（従事歴）」又は「石綿周辺業務」
  - 第 12 号の業務「ジアニシジン」
  - 第 13 号の業務「1，2-ジクロロプロパン」
  - 第 14 号の業務「オルトートルイジン」

様式第 10・11 号 （略）

参考様式例 （略）

様式第 9 号

健康管理手帳交付簿

- 1 「種類」は、労働安全衛生法施行令第 23 条各号の業務を次のように略記すること。
- 第 1 号の業務「ベンジジン」
  - 第 2 号の業務「ベーターナフチルアミン」
  - 第 3 号の業務「じん肺」
  - 第 4 号の業務「クロム酸等」
  - 第 5 号の業務「砒素」
  - 第 6 号の業務「コールタール」
  - 第 7 号の業務「ビス（クロロメチル）エーテル」
  - 第 8 号の業務「ベリリウム」
  - 第 9 号の業務「ベンゾトリクロリド」
  - 第 10 号の業務「塩化ビニル」
  - 第 11 号の業務「石綿直接業務（胸部所見）」若しくは「石綿直接業務（従事歴）」又は「石綿周辺業務」
  - 第 12 号の業務「ジアニシジン」
  - 第 13 号の業務「1，2-ジクロロプロパン」

様式第 10・11 号 （略）

参考様式例 （略）